

議案第 2 4 号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する
条例の廃止について

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例
を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する
条例を廃止する条例

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例
(昭和46年岩倉市条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。